延滞金とは

納期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて次の割合により延滞金が課されます。

１ 延滞金の割合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 平成 11 年まで | 平成12 年１月１日～平成25年 12月31日 | 平成 26 年１月１日以降 | 令和３年１月  １日以降 |
| 年率 | 納期限の翌日から1月を経過する日まで | 年 7.3％ | 特例基準割合 | 特例基準割合＋１％ | **延滞金特例基準割合＋１％** |
| ただし、上記割合が年 7.3％を超える場合は年 7.3％ | |
| 納期限の翌日から1月を経過した日以降 | 年 14.6％ | 年 14.6％ | 特例基準割合＋7.3％ | **延滞金特例基準割合＋7.3％** |
| ただし、上記割合が年 14.6％を超える場合は年 14.6％ | |

■各年の特例基準割合

|  |  |
| --- | --- |
| 平成 12 年１月１日から平成 13 年 12 月 31 日まで | 4.5％ |
| 平成 14 年１月１日から平成 18 年 12 月 31 日まで | 4.1％ |
| 平成 19 年１月１日から平成 19 年 12 月 31 日まで | 4.4％ |
| 平成 20 年１月１日から平成 20 年 12 月 31 日まで | 4.7％ |
| 平成 21 年１月１日から平成 21 年 12 月 31 日まで | 4.5％ |
| 平成 22 年１月１日から平成 25 年 12 月 31 日まで | 4.3％ |
| 平成 26 年１月１日から平成 26 年 12 月 31 日まで | 1.9％ |
| 平成 27 年１月１日から平成 28 年 12 月 31 日まで | 1.8％ |
| 平成 29 年１月１日から平成 29 年 12 月 31 日まで | 1.7％ |
| 平成 30 年１月１日から令和２年 12 月 31 日まで | 1.6％ |
| 令和３年１月１日から令和３年 12 月 31 日まで | 1.5％ |
| 令和４年１月１日から令和７年 12 月 31 日まで | 1.4％ |

（延滞金）特例基準割合とは

・平成 25 年 12 月 31 日までの特例基準割合

各年の前年の 11 月 30 日の商業手形の基準割引率に年４パーセントを加算した割合

・平成 26 年１月１日以降の特例基準割合

財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年10月から前年９月までにおける平均に１％を加算した割合。

・令和３年１月１日以降の延滞金特例基準割合

平均貸付割合（財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年９月から前年８月までにおける平均）に１％を加算した割合

２．延滞金計算の原則

１．延滞金は、その基礎となる期別税額が 2,000 円未満の場合はかかりません。

２．延滞金の基礎となる金額は、納付する税額に 1,000 円未満の端数がある場合、その端数は切り捨てます。

３．納付までの日数に応じた所定の割合で計算した延滞金額が 1,000 円未満の場合、延滞金はかかりません。

４．計算した延滞金額に 100 円未満の端数がある場合、その端数は切り捨てます。

お問い合わせ先

財務部収納課 【電話番号】024-575-1231、024-575-1232